

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年4月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

二 (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	-1/100	-3/100	所要時間が20分から起算して25分を境ごとに+1単位(115単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 +20/100 特定事業所加算 +10/100 特定事業所加算 +10/100 特定事業所加算 +3/100	特定事業所加算 () 特定事業所加算 () 特定事業所加算 () 特定事業所加算 ()	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	
		(2) 20分以上30分未満											(1.1)単位
		(3) 30分以上1時間未満											(2.1)単位
		(4) 1時間以上											(5.1)単位に30分を境ごとに +1.1単位
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	(1.1)単位	-1/100	-3/100	所要時間が20分から起算して25分を境ごとに+1単位(115単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 +20/100 特定事業所加算 +10/100 特定事業所加算 +10/100 特定事業所加算 +3/100	特定事業所加算 () 特定事業所加算 () 特定事業所加算 () 特定事業所加算 ()	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	
	(2) 45分以上	(2.1)単位											
ハ 通院等乗降介助		(1回につき)											

ニ 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上連携加算
 (1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +100単位)
 (2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき +200単位)

ヘ 口腔連携強化加算 (1回につき +1.0単位(1月に1回を限度))

ト 認知症専門ケア加算
 (1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)
 (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)

チ 介護職員処遇改善加算
 (1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×137/1000)
 (2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×100/1000)
 (3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×55/1000)

リ 介護職員等特定処遇改善加算
 (1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×63/1000)
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×42/1000)

ニ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×24/1000)

注：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

算定単位数未定算定加算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 最新年度追加 支払請求未実施 加算	注 算料減額加算 未実施減額 加算	注 介護職員3人 が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所(同一建物の利用者又はこれ以外の同一事業所の利用者)20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1.28単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所(同一建物の利用者又はこれ以外の同一事業所の利用者)20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)								
ニ 看取り連携体制加算	(病亡日及び葬七日以前の日以下に限り)1回につき +4単位								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算() (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×23/1000)								注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×15/1000)								注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
ヒ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)								注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

： 特別地域訪問入浴介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画策定減額については令和7年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/100	所定単位数	×	/100
+	/100	所定単位数	+	所定単位数 × /100
-	/100	所定単位数	-	所定単位数 × /100

3 訪問看護費

	注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算()	複数名訪問加算()	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算()	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして生治療が実行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の1日につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +482単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (470単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (233単位) 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100				+300単位	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100				1月につき +315単位			
	(2) 30分未満 (398単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)													
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×90/100					+800単位				1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算() (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算() (1月につき +300単位)													
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合 (1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +3単位) (2) ハを算定する場合 (1) サービス提供体制強化加算() (1月につき +50単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1月につき +25単位)													

注：特別地域訪問看護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算単位の単位数を算入
 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位	1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合									
	介護医療院の場合									
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			注(1)サービス提供体制強化加算							
(1回につき +3単位)			注(2)サービス提供体制強化加算							

注(1)「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
注(2)「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費() (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費() (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)	+100単位	+10/100	+5/100	
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月1回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
八 大 増 強 の 事 業 所 （ ） の 場 合	病 院 又 は 診 療 所 の 場 合	(1) 1時間以上 2時間未満	1日につき +30単位																									
		(2) 2時間以上 3時間未満	1日につき +30単位																									
			1日につき +30単位																									
			1日につき +30単位																									
		(3) 3時間以上 4時間未満	3時間以上4時間未満の場合 +12単位																									
			4時間以上5時間未満の場合 +16単位																									
			5時間以上6時間未満の場合 +20単位																									
	(4) 4時間以上 5時間未満	6時間以上7時間未満の場合 +24単位																										
		7時間以上8時間未満の場合 +28単位																										
		8時間以上9時間未満の場合 +300単位																										
	介 護 老 人 家 養 施 設 の 場 合	(1) 1時間以上 2時間未満	1日につき +30単位																									
		(2) 2時間以上 3時間未満	1日につき +30単位																									
			1日につき +30単位																									
			1日につき +30単位																									
(3) 3時間以上 4時間未満		3時間以上4時間未満の場合 +12単位																										
		4時間以上5時間未満の場合 +16単位																										
		5時間以上6時間未満の場合 +20単位																										
(4) 4時間以上 5時間未満	6時間以上7時間未満の場合 +24単位																											
	7時間以上8時間未満の場合 +28単位																											
	8時間以上9時間未満の場合 +300単位																											
介 護 医 療 所 の 場 合	(1) 1時間以上 2時間未満	1日につき +30単位																										
	(2) 2時間以上 3時間未満	1日につき +30単位																										
		1日につき +30単位																										
		1日につき +30単位																										
	(3) 3時間以上 4時間未満	3時間以上4時間未満の場合 +12単位																										
		4時間以上5時間未満の場合 +16単位																										
		5時間以上6時間未満の場合 +20単位																										
(4) 4時間以上 5時間未満	6時間以上7時間未満の場合 +24単位																											
	7時間以上8時間未満の場合 +28単位																											
	8時間以上9時間未満の場合 +300単位																											
二 移行支援加算		1日につき 12単位を加算																										
ホ サービス 提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	1日につき 21単位を加算																										
	(2) サービス提供体制強化加算()	1日につき 18単位を加算																										
	(3) サービス提供体制強化加算()	1日につき 6単位を加算																										
ヘ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計																										
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1)月につき + 所定単位数×47 / 1000																										
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1)月につき + 所定単位数×34 / 1000																										
介護職員等 特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計																										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1)月につき + 所定単位数×20 / 1000																										
	(3) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1)月につき + 所定単位数×17 / 1000																										
チ 介護職員等 ベースアップ 支援加算	(1)月につき + 所定単位数×10 / 1000	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計																										

注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にシフト作業を行う場合」、「中山間地域等に居住する者のサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、介護職員等特定処遇改善加算、及び「介護職員等ベースアップ支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ロ又はハを算定する場合は、支給限度額基準額の算定の際、イの単位数を算入

介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ支援加算については令和5年(令和5年)3月31日まで算入可能

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	当該施設に必要設備が未整備	当該施設に必要設備が未整備	当該施設に必要設備が未整備	廊下幅が設備基準を満たさない場合	個室を有しない場合	認知症行動・心理状態対応加算	緊急短期入所入加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 () 看護<6.1>介護<6.1>	a 診療所短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減額 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(夜間)を得ない事がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費<療養機能強化型A><従来型個室>	要介護1 (792 単位) 要介護2 (786 単位) 要介護3 (830 単位) 要介護4 (882 単位) 要介護5 (946 単位)										
c 診療所短期入所療養介護費<療養機能強化型B><従来型個室>		要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)											
d 診療所短期入所療養介護費<多床室>		要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)											
e 診療所短期入所療養介護費<療養機能強化型A><多床室>		要介護1 (847 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (954 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,059 単位)											
f 診療所短期入所療養介護費<療養機能強化型B><多床室>		要介護1 (835 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,045 単位)											
(二) 診療所短期入所療養介護費 () 看護<3.1>		a 診療所短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1 (624 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (715 単位) 要介護4 (762 単位) 要介護5 (807 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費<多床室>	要介護1 (724 単位) 要介護2 (774 単位) 要介護3 (824 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)										
		(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)										
			(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費<療養機能強化型A><ユニット型個室>										要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費<療養機能強化型B><ユニット型個室>			要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)									
				(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)								
					(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費<療養機能強化型A><ユニット型個室の多床室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)							
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費<療養機能強化型B><ユニット型個室の多床室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)											
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (948 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,316 単位)											
	4) 口腔機能強化加算 (1回につき、1単位を加算、1月に1回を限度)												
5) 療養食加算 (1回につき、8単位を加算、1日に3回を限度)													
6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき、3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき、4単位を加算)												
7) 特定診療費													
8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 () (1日につき、10単位を加算)												
	(二) 生産性向上推進体制加算 () (1日につき、13単位を加算)												
9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき、22単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき、18単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき、6単位を加算)												
10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき、+所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計											
	(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき、+所定単位×19/1000)												
	(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき、+所定単位×10/1000)												
11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき、+所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計											
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき、+所定単位×11/1000)												
12) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき、+所定単位×5/1000)													

注：特定診療費、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体拘束防止策実施計画については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画策定済済については、継続中の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び策定等に関する具体的な計画の策定を行った場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和7年3月31日まで算定可能。

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業部同一建物の利用費又はこれ以外の同一建物の利用費が20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×35/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100		
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (544単位)								
		要介護3・4・5 (704単位)								
		要介護1・2 (328単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)								
	(2) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)								
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (544単位)								
		要介護3・4・5 (704単位)								
		要介護1・2 (328単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算()	(1月につき +319単位)								
	(2) 特定事業所加算()	(1月につき +421単位)								
	(3) 特定事業所加算()	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算()	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院時情報連携加算()	(1月につき +282単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算()ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算()イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算()ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算()	(+900単位)								
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)								

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、公益社団法人国民健康保険中央会が適用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

4 介護医療院サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (724 単位)	×90/100												
			要介護2 (832 単位)													
		要介護3 (1,079 単位)														
		要介護4 (1,172 単位)														
		要介護5 (1,265 単位)														
	(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (833 単位)														
		要介護2 (943 単位)														
		要介護3 (1,189 単位)														
	(2) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護4 (1,263 単位)													
			要介護5 (1,375 単位)													
		(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護1 (711 単位)													
			要介護2 (820 単位)													
ロ 型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護3 (932 単位)	×90/100												
			要介護4 (1,180 単位)													
		要介護5 (1,273 単位)														
		要介護1 (824 単位)														
		要介護2 (934 単位)														
	(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護3 (1,185 単位)														
		要介護4 (1,278 単位)														
		要介護5 (1,371 単位)														
	(2) 型介護医療院サービス費()	(一) 型介護医療院サービス費() <従来型個室>	要介護1 (702 単位)													
			要介護2 (812 単位)													
		(二) 型介護医療院サービス費() <多床室>	要介護3 (922 単位)													
			要介護4 (1,032 単位)													
ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) 型特別介護医療院サービス費	(一) 型特別介護医療院サービス費 <従来型個室>	要介護1 (848 単位)	×90/100	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-10/100	1日につき -5単位	-17/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +120単位
			要介護2 (774 単位)													
		要介護3 (924 単位)														
		要介護4 (1,074 単位)														
		要介護5 (1,167 単位)														
	(二) 型特別介護医療院サービス費 <多床室>	要介護1 (789 単位)														
		要介護2 (899 単位)														
		要介護3 (1,049 単位)														
	(2) 型特別介護医療院サービス費	(一) 型特別介護医療院サービス費 <従来型個室>	要介護4 (1,181 単位)													
			要介護5 (1,274 単位)													
		(二) 型特別介護医療院サービス費 <多床室>	要介護1 (849 単位)													
			要介護2 (775 単位)													
ニ ユニット型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	(一) ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護3 (959 単位)	×90/100												
			要介護4 (1,207 単位)													
		要介護5 (1,300 単位)														
		要介護1 (850 単位)														
		要介護2 (960 単位)														
	(二) 経過的ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護3 (1,050 単位)														
		要介護4 (1,143 単位)														
		要介護5 (1,236 単位)														
	(2) ユニット型介護医療院サービス費()	(一) ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (860 単位)													
			要介護2 (970 単位)													
		(二) 経過的ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護3 (1,160 単位)													
			要介護4 (1,253 単位)													
ホ ユニット型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	(一) ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (860 単位)	×97/100												
			要介護2 (970 単位)													
		要介護3 (1,120 単位)														
		要介護4 (1,213 単位)														
		要介護5 (1,306 単位)														
	(二) 経過的ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護1 (861 単位)														
		要介護2 (971 単位)														
		要介護3 (1,121 単位)														
	(2) 経過的ユニット型介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護4 (1,214 単位)														
		要介護5 (1,307 単位)														
		要介護1 (862 単位)														
		要介護2 (972 単位)														
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	(一) ユニット型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護3 (1,179 単位)	×90/100												
			要介護4 (1,329 単位)													
		要介護5 (1,422 単位)														
		要介護1 (863 単位)														
		要介護2 (973 単位)														
	(二) 経過的ユニット型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護3 (1,180 単位)														
		要介護4 (1,273 単位)														
		要介護5 (1,366 単位)														
	(2) ユニット型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (864 単位)													
			要介護2 (974 単位)													
		(二) 経過的ユニット型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室約多床室>	要介護3 (1,181 単位)													
			要介護4 (1,274 単位)													

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)	
1 退所時支援指導加算 (1)	(1月につき1回を限度として10単位を加算)	
2 再入所時支援指導加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	
3 退所時指導加算 (2)	(一) 退所時指導加算	<ul style="list-style-type: none"> a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回を限度に、400単位を算定) b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、400単位を算定) c 退所時指導加算 (退所後1回を限度に、400単位) d 退所時情報提供加算 (退所前情報提供加算) (500単位) e 退所前連携加算 (退所前連携加算) (500単位)
	(二) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)
	4 退所時指導加算 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 1) 退所、退所後を行う体制を確保し、緊急時に対応できるように体制を確保している居力医療機関と連携している場合 (1月につき +10単位を加算) 2) 上記以外の居力医療機関と連携している場合 (1月につき +10単位を加算)
	5 栄養マネジメント強化加算	(1日につき +1単位を加算)
	6 経口嚥下加算 (2)	(1日につき +2単位を加算)
	7 経口嚥下加算 (2)	<ul style="list-style-type: none"> (一) 経口嚥下加算 (1) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口嚥下加算 (2) (1月につき 100単位を加算)
8 口腔衛生管理加算 (2)	<ul style="list-style-type: none"> (一) 口腔衛生管理加算 (1) (1月につき 400単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算 (2) (1月につき 110単位を加算) 	
9 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
10 在宅復帰支援機能加算 (2)	(1日につき +8単位を加算)	
11 特別診療費 (2)		
12 緊急時施設診療費	<ul style="list-style-type: none"> ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき512単位を算定) イ 特定治療 	
13 認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> (一) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (2) (1日につき 4単位を加算) 	
14 認知症チームケア推進加算	<ul style="list-style-type: none"> (一) 認知症チームケア推進加算 (1) (1月につき +10単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算 (2) (1月につき +10単位を加算) 	
15 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
16 重度認知症疾患療養体制加算	<ul style="list-style-type: none"> (一) 重度認知症疾患療養体制加算 (1) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算 (2) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算) 	
17 排せつ支援加算 (2)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 排せつ支援加算 (1) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算 (2) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算 (3) (1月につき 20単位を加算) 	
18 自立支援促進加算 (2)	(1月につき +10単位を加算)	
19 科学的介護推進体制加算 (2)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 科学的介護推進体制加算 (1) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算 (2) (1月につき 40単位を加算) 	
20 安全対策体制加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として10単位を算定)	
21 高齢者虐待対応策向上加算	<ul style="list-style-type: none"> 1) 高齢者虐待対応策向上加算 (1) (1月につき +10単位を加算) 2) 高齢者虐待対応策向上加算 (2) (1月につき +10単位を加算) 	
22 新居居定等施設療養費	(1月に1回、連続する日も限度として、200単位を算定)	
23 生産性向上推進体制加算	<ul style="list-style-type: none"> 1) 生産性向上推進体制加算 (1) (1月につき +10単位を加算) 2) 生産性向上推進体制加算 (2) (1月につき +10単位を加算) 	
24 サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> (一) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (2) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (3) (1日につき 6単位を加算) 	
25 介護職員処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> (一) 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (2) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (3) (1月につき +所定単位×10/1000) 	
26 介護職員等特定処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> (一) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (2) (1月につき +所定単位×11/1000) 	
27 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)	

夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 入及びへを適用する場合には、(2)を適用しない。
 福祉施設計画策定等に関する規定については、関係法令及び関係人員の動向のための検討の整備及び非常災害に関する最終的計画の策定を行っている場合には、令和5年3月31日までの期間適用しない。
 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和5年3月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年4月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ (削除)**
- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策 定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者が50人以上にサービスを行う場合 ×95/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()								
	(2) 認知症専門ケア加算()								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()								
	(2) サービス提供体制強化加算()								
	(3) サービス提供体制強化加算()								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算()								
	(3) 介護職員処遇改善加算()								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×11/100)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

注：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	所定単位数	+	単位
-	単位	所定単位数	-	単位
×	/100	所定単位数	×	/100
+	/100	所定単位数	+	所定単位数 × /100
-	/100	所定単位数	-	所定単位数 × /100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合 +25/100	複数名訪問加算 ()	複数名訪問加算 ()	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算()	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
	(2) 30分未満 (450単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (283単位)												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +10/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +374単位	1月につき ()の場合 +500単位 又は ()の場合 +250単位	
	(2) 30分未満 (381単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ニ 退院時共同加算 (1月につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +3単位)													

「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 1月以内の2回目を以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき +200単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 -50単位	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 -5単位
	介護老人保健施設の場合							
	介護医療院の場合							
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算() (1回につき +3単位)								

「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費() (1)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費() (在宅時医学協会 管理料又は特定施 設入居時等医学協 会管理料を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (288単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	注 特別な薬剤の処置が行われている在宅の 利用者又は居住系施設入居者等に対し て、当該薬剤の使用に関する必要な薬学 的指導指導を行った場合 + 100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)	+ 15/100	+ 10/100	+ 5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注				
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算				
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	(2,053単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 5 / 100	生活開始日の属する月から6月以内 1月につき + 562単位	+ 240単位	- 376単位	- 20単位
		要支援2	(3,999単位)						- 752単位	- 40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,053単位)						- 376単位	- 20単位
		要支援2	(3,999単位)						- 752単位	- 40単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,053単位)						- 376単位	- 20単位
		要支援2	(3,999単位)						- 752単位	- 40単位
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算()	(1月につき 150単位を加算)								
	(2) 口腔機能向上加算()	(1月につき 160単位を加算)								
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
		栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算()	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)								
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 47 / 1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 34 / 1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)								
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 20 / 1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 17 / 1000)								
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)								注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計	

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <6床未満>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100
		要支援2 (250 単位)	2.5 単位													
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <6床未満>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位													
	要支援2 (250 単位)	2.5 単位														
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <6床未満>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位													
	要支援2 (250 単位)	2.5 単位														
ロ コミュニ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型併設>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100
		要支援2 (250 単位)	2.5 単位													
	(二) 経過型併設コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型併設>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位													
	要支援2 (250 単位)	2.5 単位														
(2) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型併設>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位													
	要支援2 (250 単位)	2.5 単位														
(二) 経過型併設コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型併設>	要支援1 (420 単位)	4.2 単位														
要支援2 (250 単位)	2.5 単位															

1. 予防準備強化加算 (1日につき + 5.0 単位 (1日に1回を限度))

2. 療養費加算 (1日につき + 4 単位を1日に1回を限度)

3. 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算 (1日につき + 3 単位を1回に1回を限度)
(2) 認知症専門ケア加算 (1日につき + 4 単位を1回に1回を限度)

4. 主要項目(1)看護体制強化加算 (1) 主要項目(1)看護体制強化加算 (1月につき + 1.0 単位を1回に1回を限度)
(2) 主要項目(1)看護体制強化加算 (1日につき + 1.0 単位を1回に1回を限度)

5. サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (1日につき + 2.2 単位を1回に1回を限度)
(2) サービス提供体制強化加算 (1日につき + 1.8 単位を1回に1回を限度)
(3) サービス提供体制強化加算 (1日につき + 6 単位を1回に1回を限度)

6. 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 6.3 / 1,000)
(2) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 6.0 / 1,000)
(3) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 3.3 / 1,000)

7. 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 2.7 / 1,000)
(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 2.3 / 1,000)

8. 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 1.6 / 1,000)

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

身体拘束禁止指定介護事業については令和7年4月1日から適用する。
資料提供計画未定算定については、提供計画の開始及び人員配分のための算定の開始及び計画期間に即する員数的計画の算定が行われていない場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			療養を行う施設の設備係数等による増減	利用者の要介護1以上の人数の割合が所定割合を超えた場合	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の員数が所定員数に満たない場合	高齢のユニットリーダーをユニット長に配置していない等ユニットケアにおける身体介護の確保が図られていない場合	施設長が職員を指導する体制が確保されている場合	施設長が職員を指導する体制が確保されている場合	施設長が職員を指導する体制が確保されている場合	施設長が職員を指導する体制が確保されている場合	施設長が職員を指導する体制が確保されている場合	施設長が職員を指導する体制が確保されている場合		
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔基本型〕	要支援1 (522 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/111	-1/111	-1/111	1日につき +240単位	1日につき +200単位(7日間で上限)	1日につき +120単位	1日につき +31単位	
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔在宅強化型〕	要支援1 (632 単位)											
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔基本型〕	要支援1 (611 単位)											
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔在宅強化型〕	要支援1 (672 単位)											
	二 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔療養型〕	要支援1 (582 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔療養型〕	要支援1 (682 単位)											
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞〔療養型〕	要支援2 (732 単位)											
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞〔療養型〕	要支援2 (782 単位)											
	三 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞	要支援1 (582 単位)											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞	要支援1 (682 単位)											
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜従来型個室＞	要支援2 (732 単位)											
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜多床室＞	要支援2 (782 単位)											
	二 ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	一 ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費()	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔基本型〕											要支援1 (622 単位)
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔在宅強化型〕											要支援1 (682 単位)
			c 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔基本型〕											要支援1 (622 単位)
			d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔在宅強化型〕											要支援1 (682 単位)
二 ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜療養型老健・看護職員を配置＞		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞〔療養型〕	要支援1 (652 単位)											
		b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞〔療養型〕	要支援1 (652 単位)											
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞	要支援2 (812 単位)											
		d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援2 (812 単位)											
四 ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞	要支援1 (611 単位)												
	b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (611 単位)												
	c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室＞	要支援2 (772 単位)												
	d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費() ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援2 (772 単位)												

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算() (1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算() (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合医学管理加算	(利用中に11日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 日中連携強化加算	(1日につき +53単位(1月に1回を限度)
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算() (1日につき 2単位を加算)
(7) 緊急時施設療養費	(一)緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 緊急時看護協議会 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二)特定治療
(8) サービス提供体制加算	(一)サービス提供体制強化加算() (1日につき 133単位を加算)
	(二)サービス提供体制強化加算() (1日につき 133単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算() (1日につき 23単位を加算)
	(二)サービス提供体制強化加算() (1日につき 13単位を加算)
	(三)サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×2.9/100.0)
	(二)介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×2.9/100.0)
	(三)介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×1.6/100.0)
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一)介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×2.1/100.0)
	(二)介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×1.7/100.0)
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×8/100.0)

注 所定単位は、(1)から(12)までにより算定した単位数の合計

注 身体拘束禁止未実施加算については令和7年(1月)から適用する。

注 業務継続計画未策定加算については、施設長の要請及びまん延防止等のための方針の整備及び改善策に関する業務計画の策定を行って(1)は令和7年(1月)31日までの期間適用しない。

注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年(1月)31日まで策定可能。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100											
			要支援2 (666 単位)												
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>	要支援1 (559 単位)												
			要支援2 (693 単位)												
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (549 単位)												
			要支援2 (684 単位)												
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (589 単位)												
		要支援2 (747 単位)													
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (471 単位)												
			要支援2 (588 単位)												
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (537 単位)												
			要支援2 (678 単位)												
		(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>											要支援1 (616 単位)	×97/100
														要支援2 (775 単位)	
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>			要支援1 (643 単位)												
	要支援2 (804 単位)														
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (634 単位)														
	要支援2 (793 単位)														
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)														
	要支援2 (775 単位)														
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A>	要支援1 (643 単位)														
	要支援2 (804 単位)														
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B>	要支援1 (634 単位)														
	要支援2 (793 単位)														
(3) 口腔連携強化加算 (1日につき +3.0単位(1月に1回を限度))															
(4) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))															
(5) 認知症専門ケア加算 ()															
(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)															
(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)															
(6) 特定診療費															
(7) 生産性向上推進体制加算 ()															
(一) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 1.0単位を加算)															
(二) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 1.0単位を加算)															
(8) サービス提供体制強化加算 ()															
(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 2.2単位を加算)															
(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 1.8単位を加算)															
(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)															
(9) 介護職員処遇改善加算 ()				注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計											
(一) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×2.6/1000)															
(二) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×1.9/1000)															
(三) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×1.0/1000)															
(10) 介護職員等特定処遇改善加算 ()				注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計											
(一) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×1.5/1000)															
(二) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×1.1/1000)															
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算 () (1月につき +所定単位×5/1000)				注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計											

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費() (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100			
	(2)介護予防支援費() (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)			+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 (イ(1))を算定する場合のみ算定 (+ 300単位)						

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)				- 62単位						
		要介護2 (9,720 単位)				- 111単位						
		要介護3 (16,140 単位)				- 184単位						
		要介護4 (20,417 単位)				- 233単位						
		要介護5 (24,692 単位)				- 281単位						
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)	× 98 / 100				- 91単位					
		要介護2 (12,418 単位)					- 141単位					
		要介護3 (18,948 単位)					- 216単位					
		要介護4 (23,358 単位)					- 266単位					
		要介護5 (28,298 単位)					- 322単位					
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 () (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)				- 62単位							
	要介護2 (9,720 単位)				- 111単位							
	要介護3 (16,140 単位)				- 184単位							
	要介護4 (20,417 単位)				- 233単位							
	要介護5 (24,692 単位)				- 281単位							
A 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 ()	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 333単位)											
	定期巡回サービス費 (1月につき 372単位)											
	随時訪問サービス費 () (1月につき 367単位)											
	随時訪問サービス費 () (1月につき 764単位)											
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1月につき + 30単位)											
ホ 遠隔時共同指導加算 一 定型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要なもの 算定可能 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1月につき + 600単位)											
ハ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 () (1月につき 1,203単位を加算)											
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 () (1月につき 303単位を加算)											
イ 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 100単位)											
	(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 200単位)											
エ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1月につき + 90単位)											
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1月につき + 120単位)											
	(1) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算 () (1月につき + 3単位)										
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1月につき + 4単位)											
ロ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1月につき + 50単位(1月に1回を限度))											
オ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 750単位)											
	(1) イ又はロを算定している場合	(二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 640単位)										
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 350単位)											
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 22単位)										
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 18単位)											
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき + 6単位)											
注 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 137 / 1000)										注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 100 / 1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 55 / 1000)											
注 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 63 / 1000)										注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき + 所定単位数 × 42 / 1000)											
注 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき + 所定単位数 × 24 / 1000)										注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「チームナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目。事業所と同一建物の利用者又はそれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度額単位の算定の際、当該算定の単位数を算入。

※特別提供事業等定額加算については令和3年4月1日より算定可。
※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ支援加算については、令和3年3月31日まで算定可。

〔脚注〕
 単位数算定記号の説明
 × 単位
 / 1000 千分の1
 / 100 百分の1
 × 所定単位数 × 137 / 1000
 × 所定単位数 × 100 / 1000
 × 所定単位数 × 55 / 1000
 × 所定単位数 × 63 / 1000
 × 所定単位数 × 42 / 1000
 × 所定単位数 × 24 / 1000

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費	(1月につき 98.9単位)			1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	定期巡回サービス費	(1回につき 37.2単位)							
	随時訪問サービス費()	(1回につき 56.7単位)	- 1 / 100	- 1 / 100					
	随時訪問サービス費()	(1回につき 76.4単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費()	(1月につき 2,70.2単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)							
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)							
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)							
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)							
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)							
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 100.0)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 100.0)								
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 100.0)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 63 / 100.0)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 100.0)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき + 所定単位 × 24 / 100.0)			注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		登録者が要介護者となる場合	従業者の員数が基準に満たない場合	身体障害者福祉法による障害等級1級	高齢者福祉法による障害等級1級	身体障害者福祉法による障害等級2級	高齢者福祉法による障害等級2級	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	
								中山間地域等における小規模事業所加算	
								中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1	10,498	単位	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2	15,270	単位					
		要介護3	22,368	単位					
		要介護4	24,677	単位					
		要介護5	27,298	単位					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,624	単位					
		要介護2	13,648	単位					
		要介護3	20,144	単位					
		要介護4	22,233	単位					
		要介護5	24,516	単位					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1	572	単位						
	要介護2	834	単位						
	要介護3	204	単位						
	要介護4	277	単位						
	要介護5	343	単位						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)							
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 認知症加算	11月につき 410単位を加算							
	2) 認知症加算	11月につき 410単位を加算							
	3) 認知症加算	11月につき 210単位を加算							
	4) 認知症加算	11月につき 210単位を加算							
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))							
ヘ 若年性認知症利用要人加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)							
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 看護職員配置加算	(1月につき 900単位を加算)							
	2) 看護職員配置加算	(1月につき 700単位を加算)							
	3) 看護職員配置加算	(1月につき 450単位を加算)							
チ 看護の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)							
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)							
ス 総合でマネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	総合でマネジメント体制強化加算	11月につき 110単位を加算							
	総合でマネジメント体制強化加算	11月につき 110単位を加算							
ル 生活機能向上連携加算	1) 生活機能向上連携加算	(1月につき +100単位)							
	2) 生活機能向上連携加算	(1月につき +200単位)							
9 日誌・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
7 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)							
ウ 生産性向上推進体制加算	1) 生産性向上推進体制加算	11月につき 100単位を加算							
	2) 生産性向上推進体制加算	11月につき 100単位を加算							
エ サービス提供体制強化加算	1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算	(1月につき 210単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算	(1月につき 640単位を加算)						
	2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算	(1月につき 350単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算	(1日につき 2.5単位を加算)						
1) 介護職員処遇改善加算		1月につき +所定単位×102/1000						注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計	
2) 介護職員処遇改善加算		1月につき +所定単位×74/1000							
3) 介護職員処遇改善加算		1月につき +所定単位×41/1000							
1) 介護職員等特定処遇改善加算		1月につき +所定単位×15/1000						注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計	
2) 介護職員等特定処遇改善加算		1月につき +所定単位×12/1000							
介護職員等ベースアップ等 支援加算		1月につき +所定単位×17/1000						注 所定単位は、イから5までにより算定した単位数の合計	

注
特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合でマネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、令和3年3月31日までの期間適用しない。

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

注
特別地域小規模多機能型居宅介護加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和3年3月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1 (265 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-17/100	-37/100	1ユニットで夜数を行う場合の員数を2人以上とする場合	認知症対応型共同生活介護費(イ)	1日につき +50単位
		要介護2 (261 単位)									
		要介護3 (254 単位)									
		要介護4 (241 単位)									
		要介護5 (229 単位)									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1 (253 単位)									
		要介護2 (239 単位)									
		要介護3 (212 単位)									
		要介護4 (200 単位)									
		要介護5 (185 単位)									
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1 (283 単位)	×70/100	×70/100	-17/100	-37/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	認知症対応型共同生活介護費(ロ)	1日につき +120単位	
		要介護2 (269 単位)									
		要介護3 (256 単位)									
		要介護4 (243 単位)									
		要介護5 (229 単位)									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1 (281 単位)									
		要介護2 (267 単位)									
		要介護3 (241 単位)									
		要介護4 (229 単位)									
		要介護5 (214 単位)									

注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に1日を限度として所定単位数に代えて1日につき248単位を算定	
注 看護の介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 610単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定する場合のみ算定	1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定している認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定している場合 (1日につき 110単位を加算) 2) 1)以外の他の介護加算(イ)を算定している場合 (1日につき 110単位を加算)	
三 医療連携体制加算	1) 医療連携体制加算(一) (1日につき 22単位を加算) 2) 医療連携体制加算(二) (1日につき 12単位を加算) 3) 医療連携体制加算(三) (1日につき 12単位を加算) 4) 医療連携体制加算(四) (1日につき 5単位を加算)	
ク 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定する場合のみ算定	(110単位を加算)	
シ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(一) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(二) (1日につき 4単位を加算)	
ス 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	1) 認知症チームケア推進加算(一) (1日につき 110単位を加算) 2) 認知症チームケア推進加算(二) (1日につき 110単位を加算)	
セ 生活機能向上連携加算	1) 生活機能向上連携加算(一) (1月につき 100単位を加算) 2) 生活機能向上連携加算(二) (1月につき 200単位を加算)	
ソ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)	
テ 認知症管理支援体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)	
チ 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定する場合のみ算定	(1日につき 20単位を加算(6月に1回を限度))	
ツ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)	
タ 高齢者施設等連携対応費向上加算	1) 高齢者施設等連携対応費向上加算(一) (1月につき 10単位を加算) 2) 高齢者施設等連携対応費向上加算(二) (1月につき 10単位を加算)	
ト 高齢者施設等連携対応費	(1月に1回、連続する日数を限度として、110単位を算定)	
テ 生活機能向上連携体制加算	1) 生活機能向上連携体制加算(一) (1月につき 100単位を加算) 2) 生活機能向上連携体制加算(二) (1月につき 200単位を加算)	
ト サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(一) (1日につき 20単位を加算) 2) サービス提供体制強化加算(二) (1日につき 18単位を加算) 3) サービス提供体制強化加算(三) (1日につき 8単位を加算)	
チ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算(一) (1月につき +所定単位×111/1000) 2) 介護職員処遇改善加算(二) (1月につき +所定単位×81/1000) 3) 介護職員処遇改善加算(三) (1月につき +所定単位×45/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
チ 介護職員等特定処遇改善加算	1) 介護職員等特定処遇改善加算(一) (1月につき +所定単位×31/1000) 2) 介護職員等特定処遇改善加算(二) (1月につき +所定単位×23/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
チ 介護職員等ベースアップ等 支給加算	(1月につき +所定単位×23/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分給付標準報酬に含まれる。
 身体障害者手当(介護加算)については、0を算定する場合は、令和1年4月1日から適用する。
 業務継続計画(BCP)については、感染症の予防及びまん延の防止のための臨時の措置及び非常災害に関する業務の計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間限定で、
 の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支給加算については、令和1年1月1日から算定する。

6 地域密着型特定高齢者介護サービス費

基本部分		標準	特	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加			
基本部分		標準	特	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加	加			
1 地域密着型特定高齢者介護サービス費(1日につき)	要介護1 (560 単位)	×75/100	-117/110	-117/110	-117/110	1日につき +30単位	1日につき +25単位	1月につき +100単位 (1月21日まで) 1日につき +20単位	1月につき +200単位 (1月21日まで) 1日につき +40単位	1日につき +12単位	1月につき +24単位	1日につき +11単位	1月につき +22単位	1日につき +10単位	1月につき +20単位	1日につき +10単位	1月につき +20単位		
	要介護2 (510 単位)																		
	要介護3 (460 単位)																		
	要介護4 (410 単位)																		
2 訪問型地域密着型特定高齢者介護サービス費(1日につき)	要介護1 (560 単位)	×75/100	-117/110	-117/110	-117/110	1日につき +30単位	1日につき +25単位	1月につき +100単位 (1月21日まで) 1日につき +20単位	1月につき +200単位 (1月21日まで) 1日につき +40単位	1日につき +12単位	1月につき +24単位	1日につき +11単位	1月につき +22単位	1日につき +10単位	1月につき +20単位	1日につき +10単位	1月につき +20単位		
	要介護2 (510 単位)																		
	要介護3 (460 単位)																		
	要介護4 (410 単位)																		
A. 訪問型訪問看護(在宅療養する場合はのみ算定)		1日につき 30単位を超過																	
二 看護(介護)加算 (在宅療養する場合はのみ算定)	(1) 看護(介護)加算	<ul style="list-style-type: none"> 1) 夜7時以降の1日以上4日以下 1日につき 20単位を超過 2) 夜7時以降4日以上30日以下 1日につき 40単位を超過 3) 夜7時以降1日又は1日 1日につき 40単位を超過 4) 夜7時 1日につき 120単位を超過 																	
	(2) 看護(介護)加算	<ul style="list-style-type: none"> 1) 夜7時以降の1日以上24日以下 1日につき 20単位を超過 2) 夜7時以降4日以上30日以下 1日につき 40単位を超過 3) 夜7時以降1日又は1日 1日につき 120単位を超過 4) 夜7時 1日につき 170単位を超過 																	
	三 訪問看護加算 (在宅療養する場合はのみ算定)		1日につき 30単位を超過																
	四 訪問看護加算 (在宅療養する場合はのみ算定)		1日につき 4単位を超過																
五 訪問看護加算 (在宅療養する場合はのみ算定)		1日につき 30単位を超過																	
六 訪問看護加算 (在宅療養する場合はのみ算定)		1日につき 30単位を超過																	
七 サービス提供体制強化加算		1日につき 2単位を超過																	
八 サービス提供体制強化加算		1日につき 2単位を超過																	
九 サービス提供体制強化加算		1日につき 4単位を超過																	
十 介護職員処遇改善加算		<ul style="list-style-type: none"> 1) 介護職員処遇改善加算 (1) 1月につき 92/110 2) 介護職員処遇改善加算 (2) 1月につき 60/110 3) 介護職員処遇改善加算 (3) 1月につき 55/110 																決定単位は、イからJまでの合計	
十一 介護職員等特定処遇改善加算		<ul style="list-style-type: none"> 1) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 1月につき 11/110 2) 介護職員等特定処遇改善加算 (2) 1月につき 11/110 																決定単位は、イからJまでの合計	
十二 介護職員等ヘルスケア等 支援加算		1月につき 11/110																決定単位は、イからJまでの合計	
<p>訪問型地域密着型特定高齢者介護サービス費は、区分及訪問看護報酬に含まれる。</p> <p>訪問型訪問看護サービス費は、介護報酬に算入される。介護報酬に算入されるサービス費は、介護報酬に算入されるサービス費である。</p> <p>訪問型訪問看護サービス費は、介護報酬に算入される。介護報酬に算入されるサービス費は、介護報酬に算入されるサービス費である。</p> <p>訪問型訪問看護サービス費は、介護報酬に算入される。介護報酬に算入されるサービス費は、介護報酬に算入されるサービス費である。</p>																			

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	身体障害者による災害発生時	施設敷地内における災害発生時	業務開始計画未定時	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制加算(1月につき)	末期の急性腰痛等に「急病後援」の効用が期待される場合の減算(1月につき)	特別の指示により特別に急病後援の効用が期待される場合の減算(1月につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	2,927単位									-335単位	-325単位	-330単位
		要介護2	2,481単位									-325単位	-315単位	-320単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	2,726単位									-325単位	-315単位	-320単位
		要介護2	2,280単位									-325単位	-315単位	-320単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 257単位 要介護2 202単位 要介護3 157単位										-325単位	-315単位	-320単位
ア 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 10単位を加算)													
イ 特別加算(イを算定する場合のみ算定)	1. 認知症加算	(1月につき 1.0単位を加算)												
	2. 認知症加算	(1月につき 1.0単位を加算)												
ロ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 2.0単位を加算(17日限))													
ハ 急性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 8.0単位を加算)													
ニ 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1.0単位を加算)													
ヒ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 2.0単位を加算(1月に2回を限度))													
ヘ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(1回につき 2.0単位を加算(6月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(1回につき 3.0単位を加算(6月に1回を限度))													
ホ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(1回につき 1.0単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(1回につき 1.0単位(月2回を限度))													
ヘ 通所時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 5.0単位を加算)													
ト 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1.0単位を加算)													
チ 特別加算(イを算定する場合のみ算定)	1. 特別加算	(1月につき 5.0単位を加算)												
	2. 特別加算	(1月につき 2.0単位を加算)												
リ 特別加算	(1月につき 1.0単位を加算)													
ニ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2.0単位を加算)													
ハ 通所時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1.0単位を加算)													
ヘ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	1. 看護体制強化加算(1) 看護体制強化加算(1月につき 2.0単位を加算) 2. 看護体制強化加算(2) 看護体制強化加算(1月につき 2.0単位を加算)													
ト 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1.0単位を加算)													
リ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	1. 総合マネジメント体制強化加算(1月につき 1.0単位を加算) 2. 総合マネジメント体制強化加算(1月につき 1.0単位を加算)													
ロ 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(1月につき 3.0単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(1月につき 3.0単位を加算)													
ハ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算(1月につき 1.0単位を加算) (2) 排せつ支援加算(1月につき 1.0単位を加算) (3) 排せつ支援加算(1月につき 1.0単位を加算)													
ニ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 4.0単位を加算)													
ロ 生活自立支援加算(イを算定する場合のみ算定)	1. 生活自立支援加算(1月につき 1.0単位を加算) 2. 生活自立支援加算(1月につき 1.0単位を加算)													
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) サービス提供体制強化加算(1月につき 4.0単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) サービス提供体制強化加算(1月につき 4.0単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) サービス提供体制強化加算(1月につき 4.0単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(4) サービス提供体制強化加算(1月につき 4.0単位を加算) (5) サービス提供体制強化加算(5) サービス提供体制強化加算(1月につき 4.0単位を加算)													
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) 介護職員処遇改善加算(1月につき 所定単位×1.02/100) (2) 介護職員処遇改善加算(2) 介護職員処遇改善加算(1月につき 所定単位×1.04/100) (3) 介護職員処遇改善加算(3) 介護職員処遇改善加算(1月につき 所定単位×1.1/100)													
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき 所定単位×1.02/100) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき 所定単位×1.1/100)													
ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×1.1/100)													

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時対応看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」
 (イ)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の為、(1)の単位数を記入
 身体障害者未定額加算については令和7年4月1日から適用する
 緊急時対応看護加算については、直前月の計費及び直前月の計費の合計のみのみの計費の算入及び直前月の計費の算入が対象となる(令和7年3月31日までの期間適用)
 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年3月31日まで算定可能

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注				
		登録者数が登録定員を超える場合 又は 11名以上	従業者の員数が基準を満たした場合	身体拘束禁止未実施減算	暴力行為防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 ()	3,450 (単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 ()	6,902 (単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ()	3,109 (単位)									
		要支援2 ()	6,281 (単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ()	429 (単位)									
		要支援2 ()	531 (単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算										
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)										
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(1) (1月につき 110単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(2) (1月につき 20単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算() (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算() (1月につき +200単位)										
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
五 生産性向上推進体制加算		(1) 生産性向上推進体制加算(1) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(2) (1月につき 10単位を加算)										
山 サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算)								
		(2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)								
注 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×102/1,000)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計								
		(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×74/1,000)										
		(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×41/1,000)										
注 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×15/1,000)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計								
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×12/1,000)										
注 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×17/1,000)										
		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計										
: 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。												

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (781 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	3ユニットで夜間走行の職員数を2人以上とする場合	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (749 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	3ユニットで夜間走行の職員数を2人以上とする場合	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (777 単位)										
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
Ⅰ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
Ⅱ 認知症看護認定加算 (イを算定する場合のみ算定)			1139単位を加算									
Ⅲ 遠征時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算/利用者1人につき1回を限度)									
△ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)										
⊕ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算()	(1日につき 159単位を加算)										
	(2) 認知症チームケア推進加算()	(1日につき 129単位を加算)										
⊖ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)										
Ⅳ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
Ⅴ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
Ⅵ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算/6月に1回を限度)									
Ⅶ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
Ⅷ 高齢者施設等施設対策向上加算	(1) 高齢者施設等施設対策向上加算()	(1月につき 19単位を加算)										
	(2) 高齢者施設等施設対策向上加算()	(1月につき 3単位を加算)										
Ⅸ 高齢者施設等施設対策費			(1月に1回、連続する日を限度として 240単位を算定)									
Ⅹ 生活性向上推進体制加算	(1) 生活性向上推進体制加算()	(1月につき 149単位を加算)										
	(2) 生活性向上推進体制加算()	(1月につき 19単位を加算)										
Ⅺ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)										
Ⅻ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×81/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×45/1000)										
Ⅼ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×23/1000)										
Ⅽ 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×23/1000)									

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※身体拘束禁止未実施加算については、イを算定する場合、追加して1月1回から算定する。

※業務継続計画(BCP)については、感染症の発生及び人的被害防止のための関係の整備及び非常災害に際する業務継続計画の策定を行った場合は、令和1年3月1日までの期間適用しない。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和1年3月1日まで算定可能。